

議第53号

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

「

日額	10,800円
日額	8,900円
日額	12,400円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、12,400円以内で 市長が定める額)
日額	11,100円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、11,100円以内で 市長が定める額)

を

日額	12,200円
日額	10,100円
日額	13,900円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、13,900円以内で 市長が定める額)
日額	12,400円 (立会時間内に交替 する場合にあって は、12,400円以内で 市長が定める額)

に改める。

」

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月27日提出

三島市長 豊岡武士